

早稲田大学大学院法務研究科
2024年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

目 次

1. クリニック担当教員・受講者・相談状況	1
2. 相談者アンケート結果集計	2
3. 民事A・B・C・D	
1) シラバス	5
2) 教員・学生報告書	8
4. 家事・ジェンダーA・B	
1) シラバス	15
2) 教員・学生報告書	19
5. 行政	
1) シラバス	22
2) 教員・学生報告書	25
6. 刑事	
1) シラバス	28
2) 春学期（教員・学生報告書）	30
3) 秋学期（教員・学生報告書）	33
7. 労働A・B	
1) シラバス	37
2) 教員・学生報告書	40
8. 外国人	
1) シラバス	43
2) 教員・学生報告書	45

2024年度 クリニック担当教員・受講者数・相談状況

	教員	学期	受講人数	相談者数 (※)
民事A・C (春学期:A、秋学期:C)	大澤 慎太郎 (Aのみ)	春	6	6
	秋山 靖浩 (Bのみ)			
	山野目 章夫 (Dのみ)	秋	5	7
民事B・D (春学期:B、秋学期:D)	山口 斉昭	春	6	6
	太田 和範			
	小島 秀一	秋	4	5
家事・ジェンダーA・B (春学期:A、秋学期:B)	外山 太士			
	中山 直子	春	6	5
	太田 和範			
行政 (試行プログラム含む)	小島 秀一	秋	4	5
	外山 太士			
	小島 延夫	秋	9	4
労働A・B (春学期:A、秋学期:B)	人見 剛			
		春	6	6
	岡田 俊宏	秋	4	4
外国人	古谷 修一	秋	8	2
	渡辺 彰悟			
刑事	三木 祥史	春	12	3
	趙 誠峰			
	石村 信雄	秋	9	3

※ 「相談者数」は、複数回相談に来た場合でも、1名としてカウント。

- ・2023年秋学期終了以降、2024年春学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒40件
- ・2024年春学期終了以降、2024年秋学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒30件
(学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む)

秋学期クリニック授業の受講生には、授業で法律相談等を担当することに加え、時間の調整が可能な限り、学内関係者を対象に行う無料法律相談会への立会を奨励している。
立ち会った受講生の実績は13名であった。

2024年度 クリニック相談者アンケート結果集計

① なぜ早稲田大学リーガルクリニックに相談されたのでしょうか（複数回答可）。

a		b		c		そ の 他	
大学が実施しているので信頼できると思ったから	21	他に相談先を知らなかったから	1	無料だから	9	知り合いの紹介	
						母校だから	
						通常、相談、即営業トークとなるので、相談に行くこと自体敷居が高い。その一歩を踏み出す心構えができた。	
						学生さん達のお役にたてれば。模擬ではなく、現実、実際の問題で、当事者、相談者に会うことは有効かと思う。	
						長男、長女が卒業生、甥が法科大学院卒業生	
						小西弁護士がいるから	
						岡田弁護士からの提案	
						法科大学院生や弁護士の意見を伺いたかった。	
						母校に関連していて相談先として利用するハードルが低かったため	
						多角的な意見を聞きたかったから	
						宮野弁護士からの協力依頼	
						他大学でも同様の取り組みはあるが、貴学の無料相談はホームページも分かり易く、この先実際に依頼したりもできそうで、最後まで責任もって対応していただけたと思ったから。	
相談の流れや方法がよいと感じた。							

② 担当者（学生）の話の仕方はいかがでしたか。

a		b		c		その他
適切で聞き取りやすかった	23	普通	2	聞き取りにくかった	2	

コメント

声が小さい。

とても落ち着いた話し方で、大人として見習うべきと思った（進行の女性の方）。

学生の中に文章がどうしても長めになる傾向があったので、端的に分かりやすい感じにする方が良い。

とても聞き取りやすく、内容的にも意味が不明な質問もなく分かりやすかった。

話すスピード、言葉選択も聞き取りやすかった。

最初声が小さめで籠ったしゃべり方だったが、時間が経つにつれ改善傾向にあると感じた。

③ 担当者（学生）の聞き取りの仕方はいかがでしたか。

a		b		c		その他
適切で話しやすかった	21	普通	5	話しにくかった	0	

コメント

よく資料に目を通してきていたと思うが、詳細を求められた際、問題のポイントがずれてしまった。軌道修正されず、終了となったのが残念。

おおよそ言うだろうことの想定、及び返答の内容ももう少し改善の余地がある。

もっと詰問的に「何故こうしなかったのか」というアプローチが多いかと予想していたが、そのような場面は全くなく安心できた。

聞き取りは適切だった。専門ではないのでわからないが、どこに繋がった質問なのか分からないところがあった。

比較的穏やかな口調での聞き取り方をしてくれたので、話し易さに不便は感じなかった。

④ クリニックの回答はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
わかりやすかった	22	普通	3	わかりにくかった	0	
コメント						
自分の都合が悪くなると連絡がつかなくなる相手とどう対峙すべきか、弁護士を介することのメリット・デメリットについて説明して欲しかった。						
口頭のみだったので、自分がメモを取るのが少し大変だった。理解しながらなので。						
専門知識がないので難しい部分もあったが、丁寧に説明してくれた。						
順序良く端的に（一般論ではなく）自分の場合はどうなのかが明確で、とても良かった。強いて言えば、一部の質問の意図をもう少し伺えたら分かりやすかった。（料金がいくらでどこに書かれていたのか確認されたが、それが回答いただいた内容とどうつながっているのか見えなかった等）						
法律家ではない素人の私にとっては、十分に理解して聴くことはできなかった。専門的な言葉、内容などもあった。これは私の問題であると思う。知識や経験の積み重ねた量の違いによるものと思う。						
事前に相談した別の弁護士からの説明と同内容であるものの、プラスαな部分もあり参考になった。かつ法律知識のない私自身が思うところもあながち正解に近いと思う部分が自身の中で確認できたと感じた。						
⑤ クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。						
a		b		c		その他
長すぎる	2	ちょうど良い	23	短すぎる	0	
コメント						
案件に対し、疑問点等の内容は多岐に渡るため、相談時間を数値で表すことは困難と考える。						
⑥ クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。						
a		b		c		その他
大変役に立った	21	少しは役に立った	4	役に立たなかった	0	
コメント						
⑦ クリニック全般について、問題点、改善点、ご要望がありましたら、お聞かせください。						
説明がとてもわかりやすかった。しっかりと考えて調べてくれたのが伝わってきた。またよろしく願いたい。						
当日出席する学生の人数を事前に知らせて頂けたら、ありがたかった。						
特に気になることはなかった。学生さん達が一生懸命なことが伝わってきた。						
先生方から有益な情報をいただいた。また、一生懸命生徒さん達がやっている姿を見て、気持ちがほっこりした。良い経験ができたと思う。						
今回、時間を割きアドバイスいただき、ありがとうございました。9月下旬には審判を想定した申立人意見書をリーガル・クリニックへ提出する。検討いただきますよう宜しくお願いしたい。						
リーガル・クリニックに感謝、ありがとうございました。回答は理解できたが、もう少し時間をかけてゆっくり説明して欲しかった。聞きながら理解し、自分でメモを取っているので、回答の簡単なメモというか、レジュメがあれば助かる。						
相談する機会があるだけでもありがたい。出席者（学生）からの質問をもっと頂けると更に答え易かった。						
私のように法律の知識が全く無く、一度の話し合い（少額訴訟）で解決できと思っていたが、通常訴訟になってしまった場合など、相談に乗っていただけて本当に救われた。これからも知識のない一般人を助けていただけたらと思う。						
短い時間の中では、中々そこに至るまでの経緯を詳しく伝えることが難しく、理解いただくのに悩むと思うが、今回は事前に相談内容を確認いただき、かつ、当日はその内容を改めて深めていただき、私自身も一つずつ回答しながら、振り返れた。学生の方々の真摯な対応、岡田先生のご指導、ご提案どれも全て満足いくものだった。						

お忙しいところ、相談に応じてください誠にありがとうございました。今度会社側と示談を行っていく上で、自信になった。
お忙しい中、皆さんで討議していただきありがとうございました。気づく点が多く、相談させていただき良かったと思う。
苦しい、難しい話は、湿った話になりがちですが、シンプルで前向きな姿勢は変えないでください。
全般にとっても丁寧かつ親切に対応いただけて満足だった。以前、裁判傍聴に行った際、若い男性検事が年上の相手方に「君は〇〇なのか」と高圧的なものの言い方をされていて不快だったが、今回の学生さん達は物腰穏やかで、そういった面での要素も大事にしていけたら良いなと思う。教育の一環ということで、自分のこの件がどう勉強になったか伺えたらより良かったかとも感じる。この度はお時間を割いてご対応いただき、誠にありがとうございました。
丁寧に聞いてくださり、大変助かった。相手方と交渉する際の切り口まで教えていただき、とても活用できそうだった。
法にはいくつか解釈があり、それを裏付ける法的に問題があるかと、専門的なアドバイスが頂けたので、分かり易かった。
事前に送付した説明資料を熟読していただき、関連部門、会社への問い合わせなど、周到に準備していただいていたと思う。「説明」、「分析」の段階は既に終えた段階で、「回答」の段階からおよそ2時間、6名の専門家の方々に相談にのっていただけた。ありがとうございました。
一人で考えていてもわからないことばかりだったので、専門の方の回答を聞くことができ、自分がこれから何をすべきか、また自分に不足していた部分は何か考えていくことができそう。回答は口頭で説明して頂いたが、素人には難しい言葉もあったので、全てメモを取るのはいさし大変に感じた。書式にはこういうものがパソコンを見せていただくより、良く使用する書式例であれば、あらかじめパウチしたものを写真を撮っていいとか、コピーを持ち帰ってもいいとかの方が、帰ってからも見直すことができ素人には優しいかなと思った。今回相談させていただいたことは有意義だった。ありがとうございました。
真剣に聞いていただき、話しやすかった。言葉の使い方が丁寧で、熱心が伝わってきた。
学生の方がとても落ち着いていて質問してくださり、信頼できると感じた。資料も事前に細かく目を通して下さっていたのを感じた。こちらからの相談項目以外に、こういう視点や解決方法もあるとご提示いただけてとても役に立った。体調も気遣ってくださり、今の方法で良いと思った。一点もし改善していただけたら、相談前に記入した確認書に枠が無い方の書式の内容が同意書のような内容だったので、コピーなり控えなりいただけたらありがたかった。相談後の内容証明郵便送付やその先を依頼する場合の費用負担について書いてあった部分が特に手元に残したいと思いました。メール対応、当日の全てのスタッフの皆様ありがとうございました。
過去に他の法律を学ぶ方々への相談経験があり、今回で実質3回目となる。色々な視点、角度からのアドバイスを受け、相談したことに対する返答のペースはおおむね同じであり、相談される側の性別の違い並びに同性であっても回答表現は様々であると感じた。その中で相談中ずっと寡黙だった方が最後出口まで送ってくださった時、「弁護士に関わる時は決して良い時ではない。だから関わらない方がいいですよ」と仰ったので「良いんですか？これからその道に進まれる方がそのようなことを仰って」と伝えたら満面の笑みで微笑んでくださった時、なぜか安堵感を覚えた。人となり、人間性。どんな職業に就いても、所詮人間ですからね。ありがとうございました。
申し込んでからすぐに対応いただき、相談日まで時間がかからずに相談できて助かった。弁護士の先生方、大学院生の方も話しやすい雰囲気を作ってください、安心して話すことができた。問題点・改善点はないように思う。この度は相談にのっていただきありがとうございました。
ネット検索ではわからない事柄について分かり易く説明いただきありがとうございました。これまでの「もやもや」が解消され、今後の方針に明確に取り組む事ができそうです。また、機会があればこの相談会に応募致したく宜しくお願い致します。併せて、今回出席頂いた学生さんのご健闘をお祈り申し上げます。
担当して下さった学生の方々の真摯な姿勢と先生方の寄り添ったご配慮により、安心してご相談させていただけた。また、適切で分かり易い回答にとっても満足した。感謝申し上げます。

臨床法学教育（民事）A・B・C・D

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

大澤 慎太郎／山口 斉昭／秋山 靖浩／山野目 章夫／太田 和範／小島 秀一／
外山 太士

【授業概要】

教員と学生が 1 つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、他クラスと合同の事件検討会も行います。

加えて、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

なお、講義の準備に要する時間について、配当単位数（2 単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて 90 時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮します。

本科目は、3 年次配当科目として、法律科目の具体的な事案への摘要力を養うとともに、これまでの学修で得た知識を現場で応用するための能力を深化させる科目です。

【授業の到達目標】

将来、弁護士となり、民事事件を受任した際、これに対処できる実務的な基礎技能を身につけることを目標とします。

また、法務研究科のディプロマポリシーに定める以下の学修成果の獲得を目指します。

学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力

学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力

学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力

学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力

【事前・事後学習の内容】

受講生は、事前に法的知識・証拠関係等に関する調査・検討を行い、事前検討メモを作成した上で、法律相談を行います。授業後には、事後報告メモを作成します。

【授業計画】

1 春学期

7月31日(水)～8月5日(月)（この期間内の土日をも含みます。）に集中的に実施します。開講期間中は、全日、法律相談の準備、検討、及び実施のために時間を確保しておく必要がありますので、他の予定等を入れることのないように注意して下さい。また他の班と合同での事件検討会（最終カンファレンス）を8月27日(火)に実施します。

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱います。訴訟案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起案、証拠の整理まで、学生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。

ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。定員は4名程度ですので、受講希望者多数の場合は、志望票の記載などに基づき選抜を行う場合があります。

2 秋学期

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱います。訴訟案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起案、証拠の整理まで、学生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。

ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。

定員は4名程度ですので、受講希望者多数の場合は、志望票の記載などに基づき選抜を行う場合があります。

中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し、受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション

第2回～第13回 模擬法律相談、法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。

第14回 民事（総合）・民事（家事・ジェンダー）・行政・労働・外国人の各クラスと合同で報告会・最終カンファレンスを行います。

【教科書】

指定なし

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【備考・関連URL】

<講義実施スケジュール>

1 春学期

不明な点については、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

2 秋学期

講義の日時については、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期にするなど、受講生と相談の上、柔軟に変更することがあります。

不明な点については、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

<受講者への要望>

意欲ある学生の履修を期待しています。

民事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

合計6件の案件を扱った。概要は、①相続した地方の実家の土地建物の管理が負担であり、再建築不可のため売却や賃貸も困難な場合の解決法、②相続した別荘地を売却しようとしたが低額でも買い手がなく、管理会社への管理費の支払いが負担なので今後は管理契約を解除することを希望する案件、③会員制のカーシェアリングを利用していたが、店舗駐車場で前方からバックしてきた車に衝突された事故を起こしたことを理由に会員資格を停止された案件、④学術論文雑誌において、対立する学説を唱える者がそれをきっかけにある研究会を退会したことを記載したところ、名誉毀損だと主張されている案件、⑤夫が生前に自宅を夫の親類の会社に売却して一代限りの賃貸借契約でリースバックしていたため、同居していた妻が夫死亡後に夫の親類の会社から明け渡しを求められた事例、⑥賃借して長年飲食店を営んでいた店舗兼住宅について、老朽化と耐震性の欠如を理由に明渡訴訟が提起された事例であった。昨年度に引き続き、司法試験の在学中受験に伴うカリキュラム変更に伴い、夏季休暇期間中に短期間で集中的に実施した。短期間に多数の法律相談を実施するため、当事務所の以前の相談者に再度協力を求めた案件なども含めて相談案件を準備したが、かえって骨のある案件を扱うことができた感じがする。また、期間中はほぼ毎日相談を実施したため、受講生の負担も少なくなかったが、たいへん熱心かつ積極的に取り組んでもらえたことはうれしかった。

2 受講生より

・②の事案では、相続した別荘地について、期間の定めなく管理費を支払う管理委託契約があり、永遠に管理費を支払わなければならない内容になっていた。別荘地の形状にも難があり買い手が見つからない状況で、相続人は別荘地を利用する当てもないのに、管理費を支払い続けるといけないのは、不当とも思える。しかし、多くの判例では、管理費が払われないと管理会社が別荘地全体の管理が困難になることや所有者が無償で別荘地の管理を受けられる利益を享受することから、所有者が管理契約を解除することを認めていない。そこで、相続土地国庫帰属制度の利用や、ヤフーオークションや土地売却のマッチングアプリを活用して売却をすることを提案したが、抜本的な解決策を示せず、心苦しかった。実務上、依頼者の希望に適う解決策が出せない場合もあるが、それでも、複数の方法を検討して、誠実に対応していくことが大切だと教えられた。

・私は上記③の案件を主任として担当した。一見単純な案件のように思えるが、保険会社と依頼者の関係、保険会社と加害者の関係、保険会社とカーシェアリング会社との関係、カーシェアリング会社と依頼者との関係など、それぞれの間で法律問題が生じており、想像よりも複雑化した問題をはらんでいる案件であった。私は、この経験を通じて、確かに最近では弁護士の専門化が求められていると思うが、依頼者の相談内容は様々な分野が混ざり合っ

た生の事実であるため、解決策の提案をするためには、自分が専門的に学んできた範囲では足りず、幅広い分野についての知識が必要であると強く感じた。

・私が担当した④の学術論文の名誉毀損事例であるが、聞き取りをする前の予想では、専ら名誉毀損における学術的表現が免責要件に該当するかを中心にして質問事項等を組み立てた。そして、実際に依頼者の方の法律相談を受けたところ、もちろん判例で読むような整理された事実関係が依頼者の方から直接伺えるわけではなく、依頼者の方のお話を聞き、その都度頭の中で事案を整理しながら今回の法律相談で法律的に必要な事項がどこで、この後どのように回答するのか適宜考えながら相談に応じた。しかし適宜依頼者の話を誘導しつつ必要な事実を引き出すことがうまくできず、学校で勉強する法律論の解釈とは違った難しさがあった。法曹に必要な能力として事案を整理し事実を引き出すことの重要性を実感できた。

・私は、主に⑥の事例を担当し、賃貸借契約解約の正当事由の検討を行ったが、試験問題のように、問題文に出揃った事実関係から主張を組み立てるのとは全く異なり、依頼者に聞き取りを行って、事実を収集する段階から自身で行わなければならない、生の事案の難しさを実感した。特に、無数に存在する正当事由の評価根拠事実の中から、本件で聞き取るべき事項を決定する際に、多数の裁判例を比較したことで、実務家がいかに射程を意識して裁判例を読んでいるかが分かった。さらに、法律論を理解していない依頼者にも質問の趣旨が伝わるように質問するのに苦戦した。また、予期していなかった事情が聞き取りで判明したり、相手方の証拠資料からこちらに有利な事情を導くことができたり、意外な方法で依頼者に有利な事実が判明したので、先入観なく調査・検討にあたることの重要性を感じた。かかる実務上の難しさは、授業やインターン等でも何度も伺った話ではあるが、試験問題を解いたり、インターンで過去事例や想定事例を検討したりしても抽象的にしか理解できず、生の事案に向き合ってみて初めて真に体感できたため、机上の勉強は勿論、インターン等でも得られないような貴重な経験をさせていただいたと感じている。

・普段の民法の学習のように単に条文を示すのではなく、法律知識のない相談者の方に分かりやすく、かつ条文に記載のない手続や税金の見積もりを示す必要があった。特に税金については知識が全くといっていいほどないため、例えば相続税一つ計算することにもかなり苦勞した。また、贈与税も扱ったが、不動産の贈与の場合はその不動産が存在する場所の時価等から計算する必要があるため、国税庁のホームページから路線価図を用いて計算するが、ピンポイントでその地域が計算できない場合もあった。その場合は、近隣の土地の価格を参考にしておよその見積もりを提示するという指導を先生から受けた。単純な法律知識のみでは弁護士としての責務は務まらないということを実感でき、実務の難しさを肌で感じることができた。

・クリニックを受講してよかったと思う点として、実務のそれに近い判例の扱い方を経験できた点がある。例えば、主任を務めた事件⑤においては、建物賃貸借契約の終了を否定する根拠となる判例を探すこととなった。その結果、類似の事実関係において土地賃貸借契約の

終了を否定した判例を発見したため、それに基づく形で主張を行っていくという方針を立てた。私がこれまで経験した法律学習において、判例とは、教科書を開くと重要なものが掲載されており、その内容を記憶すべきものだった。しかし、クリニックにおいては、相談者が望む生の主張が先に存在し、それを法的に基礎づける材料として判例を探すこととなった。慣れないことで大変ではあったが、将来の実務において同様の作業が日常的に必要なものであろうことに鑑みれば、有用な経験をできたと感じている。

民事クリニック B 班

報告書（春学期）

1 担当教員より

春学期民事 B 班では、相談案件として、①建物明渡に関する通知を受けた事案、②建物明渡等請求訴訟を提起された事案、③トイレの修理に伴い不要な工事を実施された事案、④不要かつ不適切な屋根修理工事が行われた事案、⑤金銭の支払いがなされなければ個人情報等を公開するなどの脅迫的な請求を受けた事案、⑥グーグルマップにおける名誉毀損の投稿の削除に関する仮処分を求める事案の合計 6 件を扱った。①については、今後、賃貸人と交渉を進めていくにあたり、借地借家法 28 条等の基礎となる法律知識や、仮に立退料を請求するとすればどのような考え方に基づき金銭の支払いを求め得るかなどを丁寧に説明した。②については、既に訴訟が提起されていたところ、法的な基礎知識や立退料に関する説明をするとともに、相談者がなしうる具体的な主張内容や証拠提出についても検討し、訴訟の見通し等について回答を行った。③については、訪問販売に該当するか、業者から提示を受けた書面の不備により期間経過後もクーリングオフが可能か、不実告知に該当するか等を検討するとともに今後の進め方などについて具体的に説明を行った。④については、既に本人が原告となり訴訟を提起していたところ、複雑な事実関係を錯誤、不法行為等の法的構成に整理し、証拠関係を踏まえた訴訟の進め方について説明を行った。⑤については、相談者から提供された様々な資料を検討したうえで、法的リスクを検証し、相談者の心情にしっかりと寄り添いながら取り得る対応方法について回答を行った。⑥については、相談者から事実関係を丁寧に聴き取りつつ、名誉毀損の点を中心に、今後、仮処分を提起するにあたり必要となる主張内容を検討した。

春学期の授業は、夏季に集中的に実施する形式であったところ、受講生は、短い時間の中で丹念に証拠関係の検討や法令調査を行い、十分な事前準備を行った上で、実際の法律相談にあたっていた。また、相談を経るにつれて受講生の相談スキルが向上していったことも印象的であった。相談の際に想定される様々な状況に備えて、きめ細やかな事前準備を熱心に行い、実務家となるに足りる十分な能力を示された受講生の皆さんには心からの敬意を表したい。

2 受講生より

人から法律相談を受けることは初めてだったので初めは緊張しましたが、先生方や仲間からのサポートもあり、なんとかやりとげることができました。法律相談を受けて準備し、回答すること、また他班や先生が回答しているところを見ることで、法律相談の難しさとやりがいの両方を学ぶことができました。

法律相談を受ける上で個人的に難しいと感じたのは、依頼者の方が法律相談をされる際に上手く言語化できない部分について、情報を聞き出すことでした。実際に相談を受けてみると、法律問題を解決するためには、持っている情報に法的知識を当てはめる能力だけではなく、そもそも事案の背景にある情報を出来るだけ多く相談者の方から聞き出す能力も重要だということに気が付きました。

相談を通じて、依頼者から上手く情報を聞き出すためには、法的解決のために重要なポイントを押さえて質問をすることや、質問の意図を共有すること、相手が理解できるように質問のレベルを変えることが重要だと学びました。そして何よりも、目の前の依頼者に対して興味を持って、しっかりとコミュニケーションを取ろうという姿勢を持っていることが弁護士に求められる資質だと学びました。

今回の授業での反省点は、法的見解を示すだけではなく、もう一步踏み込んで実務的なアドバイスや今後の対応について、法律知識以外の部分でのアドバイスをすることが不十分だった点です。その原因は、今まで司法試験に関係する法律の解釈・当てはめの勉強しかしてこなかった分、他の法律や実務、法律以外の方法でのトラブル対応について不勉強だったことにあります。

この反省を生かし、今後は、実際に社会で起きているトラブルが解決されるまでの過程についても関心を持ち、自分だったらどう対応するのか、また先生方はどのように解決をされているのかを考える習慣をつけていきたいです。

今回の授業全体を通じて、弁護士という仕事はコミュニケーション能力の必要な仕事であることを痛感しました。また、弁護士という仕事の魅力が伝わると共に、とても貴重な学びを得ることができました。

民事クリニックC班

報告書（秋学期）

1 担当教員より

合計7件の案件を扱った。概要は、①自分の写真が何者かにより結婚お見合いサイトに掲載されてしまった場合の発信者情報開示請求、②楽器のレッスン教室をレッスン内容がよくないために退会する場合、一方的に定められた2か月分相当の退会料を支払う必要があるか、③隣家から、境界線脇の土壌掘り返し、自動車の暖機運転による騒音と排気ガス、スマートフォンによる撮影などの被害を受けている場合、④居住用賃貸アパートの上階から水道が漏水し、室内の荷物にカビが生えたり、害虫が大量発生した場合の損害賠償として慰

謝料、転居費用、休業損害が請求できるか、⑤任意団体が金融機関に口座を保持するためには権利能力なき社団としての要件を満たすことが求められ、そのために会則に定めるべき規定内容、⑥2台の自動車が併走している際に、他車が自車側に幅寄せして衝突した場合の過失相殺割合、⑦父が在職中に死亡した場合の死亡退職金や企業年金一時金は遺産かどうか、また遺産でないとした場合に受領者の特別受益となるのかどうかという事例であった。

なお①に関しては発信者情報開示命令申立書の起案も行った。あまり簡単な案件はなく、思ったより難しく多様な法的論点を含む案件を取り扱うことができ、受講生にとっては負担であったかも知れないが、その分、得られたものもあったのではないかなと思う。

2 受講生より

・法律相談を通して、事案の聞き取り方、相談内容に対する回答の伝え方について深く考える貴重な機会を得ることができた。③案件において、事前検討段階では隣人の行為態様が具体的に明らかでなく、相談者からの聞き取りが重要であった。法的請求を組み立てるために必要だと考える要素を、聞き取った事情から抽出するとともに、さらに聞いておくべき点はないかを考えながら相談者のお話を伺うよう努めた。この案件の回答としては、法的請求は難しいという結論であったが、なぜ法的請求が難しいのかについて正しい知識を伝えるだけでは相談者にとって問題の解決に至らないことを痛感した。

・実際の依頼者に対する回答では、その回答が依頼者のその後の生活にも影響する。③の隣人トラブル事案では、隣人に対して法的な請求をすることは困難であり、解決手段として調停を提案するしかなかった。この事案と類似の事例問題の答案を作成する場合には、単に請求は認められないことを淡々と書くことになるが、実際の事案では、現に困窮している依頼者に法的な請求が厳しい旨を伝えることになるため、答案作成と比較して決断の重みが段違いであると改めて感じた。

・法律上は相談者の希望する請求が成り立つとしても、費用や時間的コストとの関係からそのような請求が現実的でない場合もあり、単に机の上で試験問題を解いているだけでは気づくことのできない、実務的な視点を身に付けることができた。

・法的には成立しそうな主張であっても、実務上は立証の難しさが大きな壁となることを実感した。具体的には、楽器教室のレッスン退会料に関する事案において、過去のレッスン内容を立証する困難さに直面した。相談者は自身が受けたレッスンの内容について日記を記録しており、レッスン内容が実際に相談者の述べる通りだったのであれば、レッスン内容が当初の契約に適合しないものであるとして種々の請求をしていけそうな事例であった。しかし、仮に裁判になった際に、この日記によって当時のレッスン内容を立証していけるかという限界があり、実務上の立証の難しさを深く理解する機会となった。また、アパートの漏水事故に関する事案では、相談者が事故処理に要した時間の詳細な把握が難しく、休業損害の請求は難しいという結論となってしまう、こちらでも紙面上の問題とは違う難しさを感じた。

・司法試験の勉強は、与えられた事例をもとに、法律を適用し、それを当てはめるというものであったが、民事クリニックの活動では、まず事実を聞き出す（司法試験で言えば、事案を自分で作るようなものと言えるかもしれない）ことからしなければいけなかったため、とても大変であった。中には自分が今までに全く触れてこなかった法律を扱うものもあり（最初の発信者情報開示請求の事案）、まず法律について調査する。実務に出て仕事をする上でも、知らない法律にぶつかることはあるが、そこで大事なものは、知らない法律でも、短時間で内容を理解し、正しく事案に適用する能力であり、これは法律家に必要な能力の一つではないか、と考えた。

民事クリニックD班

報告書（秋学期）

1 担当教員より

秋学期・民事D班では、相談案件として、①インターネット上の投稿について名誉毀損に基づき削除を求める事案、②ある地方議会議員が相談者である他の議員を議会外で批判したことに関する名誉毀損の成否に関する事案、③任意団体の役員選任・財産の処分・解散等の法的リスクの検討に関する事案、④保証意思宣明公正証書なく事業のためと疑われる保証契約を締結した事案、⑤新車E Vの試乗会で試乗した際の事故により損害賠償を請求された事案の合計5件を扱った。①については、インターネット上の記載を分析し、フレーズごとにいかなる証拠に基づき主張立証が行えるかを検討しつつ、仮処分が認められる可能性の高低などを理由も含めて相談者に丁寧に説明した。②については、議員間の名誉毀損事案であるところ、詳細に資料を検討しつつ、仮に名誉毀損が認められないとしても、今後、どのような対応をとるべきか等も含め、相談者に丁寧に説明した。③については、任意団体における複雑な会則を読み解きつつ役員の職務執行に付随するリスク等を検討した。④については、民法456条の6の適用に当たり、事業性があるというためにはどのような主張の構成が考えられるか、また、仮に事業性がないとされた場合に、錯誤等の主張が可能か等について、裁判例や相談者から提供された資料等を詳しく検討し、相談者の心情に寄り添いつつ説明した。⑤については、既に相手方から訴えが提起されていた事案であったところ、訴訟記録や相談者提供の資料を丁寧に検討しつつ、試乗中かつ販売会社からの一定の働きかけがあったという本件事案の特殊性を、どのような法的構成により主張するかを訴訟の見通しと共に丁寧に説明した。

受講生は、一定の分量のある資料も事前にしっかりと読み込み、また、短い時間の中で丹念に証拠関係の検討や法令調査を行い、十分な事前準備を行った上で、実際の法律相談にあたっていた。また、相談を経るにつれて受講生の相談スキルが向上していったことも印象的であった。相談の際に想定される様々な状況に備えて、きめ細やかな事前準備を熱心に行い、実務家となるに足りる十分な能力を示された受講生の皆さんには心からの敬意を表したい。

2 受講生より

クリニックに参加する中で法律知識を実際の法律相談における回答に昇華する難しさを感じた。回答内容自体はこれまで勉強してきた民法知識で対応可能であったが、事案を正確に把握することや、当方の対応方針の立案、争点における主張立証に必要な証拠の把握に難儀した。依頼人の提供資料は必ずしも事案を過不足なく示すものではなかったため、要件事実の理解から逆算して質問を考えたが、依頼人の回答内容は必ずしもこちらの想定する回答とは限らず、その場で臨機応変に質問内容を考えることに苦勞した。回答にあたっては依頼人の表情、声色に気を配り、見込み薄の対応方針については回答を省くなど、依頼人の心情に配慮することに苦心したが、依頼人が安堵した表情で事務所を後にする姿を見て、僅かでも依頼人の人生に貢献することができたのではないかと感じた。

臨床法学教育（家事・ジェンダー）A・B

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

中山 直子／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

【授業概要】

臨床法学教育（民事クリニック）家事・ジェンダーでは、実社会の中での「生きた家族法」を学び、ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈・事案の把握・相談者や依頼者との対応を行うことを学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とし、学生が、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては、(1) 法律相談事件の相談を直接担当する方法と、(2) 教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力したりする等の方法がある。

(1) は、法律相談の申込みがあった事件について、予め設定した相談日に相談者に来てもらい、担当学生 1-2 名ごとに、特定の事件について、弁護士教員の指導の下に大体 3-40 分事情聴取を行い、その後 10-15 分学生と教員が回答案について協議し、その後主として学生が教員の指導の下に大体 2-30 分程度で回答を行うというものである。その回答で相談の目的が達成されれば、当該相談は終了となるが、さらに、相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり、あるいは学生・教員側の判例学説の調査などが必要であったりする場合には、継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。なお、相談者が希望する場合には、オンライン相談を実施することもある。その際には、受講生においてもオンラインによる参加が求められる。

(2) については、家庭裁判所での調停・審判は非公開であり傍聴が許されていないため、傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・陳述書、交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか、(3) 調停、法律相談活動のロールプレイや、面会交流の支援活動を実施する場合もある。

事件の種類としては、離婚事件（財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡し請求、面会交流等を含む）・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争事件（養育費、親権変更、面会交流等）・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言等相続関係事件が多い。

最終カンファレンスでは、他のクリニックの履修生と合同で、互いに、事件の報告を行い、法律上・事実上の問題点について議論し、学習したことを共有、経験交流をする。

本科目は、3 年次配当科目として、法律科目の具体的な事案への摘要力を養うとともに、

これまでの学修で得た知識を現場で応用するための能力を深化させる科目として位置づけられる。

※この科目は当該授業内容に関する実務の経験を有する教員等がその実務経験を活かして講義等を行う科目です。

※この科目は主として実践的な教育が行われる科目です。

【授業の到達目標】

受講生は、生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

法務研究科におけるディプロマポリシーに定める以下の学修成果の獲得を目指します。

学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力

学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力

学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力

学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力

【事前・事後学習の内容】

受講生は、事前に相談内容に関する法的知識・証拠関係等に関する調査・検討を行ってもらい、事前検討メモを作成した上で、法律相談を行います。

また、授業後には、実施した相談に関する事後報告メモを作成してもらいます。

【授業計画】

1 春学期

8月下旬の1週間程度の期間（現時点での予定：8月21日（水）～8月27日（火）でこの期間内の土日をも含みます。）に集中的に実施します。開講期間中は、全日、法律相談の準備、検討、及び実施のために時間を確保しておく必要がありますので、他の予定等を入れることのないように注意して下さい。

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる家事事件をいくつか扱います。記録の検討、依頼者からの事情聴取、必要となる書面の作成等を受講生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思って

います。定員は6名程度ですので、受講希望者多数の場合は選抜を行う場合があります。

2 秋学期

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる家事事件をいくつか扱います。相談案件に加え、場合によっては調停事件、訴訟事件についても取り扱います。事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、裁判所提出書面の作成、証拠の整理といったところまで、受講生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。

定員は6名程度ですので、受講希望者多数の場合は選抜を行う場合があります。

中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し、受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

【教科書】

特になし

【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社

秋武憲一「第4版 離婚調停」日本加除出版

片岡武・菅野真一「第4版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務」日本加除出版
窪田充見『家族法』有斐閣

家族法授業で使用している各自の教科書

【備考・関連URL】

詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

<受講者への要望>

家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。

将来、家事事件を得意とする弁護士・裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待する。

<開講時間について>（秋学期のみ）

木曜日5限に設定されている科目ですが、相談者の希望や相談内容によって、授業時間が延長することもあります。履修希望者は、この点を踏まえて科目選択をしてください。

報告書（春学期）

1 担当教員より

受講学生 6 名、教員 2 名（中山・太田）で授業を実施し、全部で 5 回の法律相談を実施した。その内容は、①遺産分割が 20 年以上もできていない両親の相続に関する相談、②連絡が取れない妹との間の相続に関する相談、③長年にわたり夫からのDVを受けている際のケースにおける離婚に関する相談、④養育費の強制執行に関する相談、⑤兄弟間での祭祀承継調停に関する相談といったものであった。

本学期も、昨年度から司法試験実施時期が変更となったことに基づき、春学期のクリニック実施時期が夏休み期間に集中する形での実施となった。

他方で、本年度からは、民事クリニックと実施期間を分けて実施することとしたため（民事クリニック 8 月上旬、家事・ジェンダークリニック 8 月下旬）、昨年度よりはスケジュール調整等の対応は比較的スムーズに行うことができた。

また、1 週間という極めて短期間に圧縮して授業を実施することは、連日相談の準備を求められる学生の負荷は高いものであるが、学生に短期間に集中して法律相談に取り組んでもらったことで、極めて充実したクリニック授業を実施することができた。

相談内容についても、上記の通り、離婚分野、相続分野という家事事件の典型的な相談類型について、受講学生全員に複数の相談案件を割り当てることができた上、家事事件の強制執行の場面での対応や、祭祀承継調停に関する相談など、司法試験ではあまり取り扱われることはないが実務的には極めて重要な分野の弁護士業務について、実践的な経験を積んでもらえることができたと考えられる。

受講生は全員最上学年（3 年生）であり、司法試験をすでに経験していることから、法的な知識についてはかなり高いレベルにあり、本クリニックを通じて、相談者の意向・心情をも汲んで対応をしなければならない家事事件分野の相談を経験することによって、実務に向けて貴重な経験を得る機会になったのではないかと考えられる。

2 受講生より

(1) 受講して良かった点

司法試験の勉強内容と実務の内容とを架橋出来る点が良かった。

事件の処理は大きく分けて、依頼内容から有効な法的手段を検討するフェーズとそれぞれの法的手段が要件を満たすかを検討するフェーズに分けられる。

そして司法試験の勉強では後者は徹底的に行うが、前者は意識して勉強を行ってきたわけではない。そのため、机上の勉強だけではあまり触れてこなかった実務の側面に触れることが出来て、良い経験をすることが出来た。

また、弁護士は法的手段を提案することは出来るが、それは依頼者が真に解決したい問題を解決することと必ずしもイコールではないという事実を目の当たりにした。現状取れる法的手段を尽くすだけでは、その効果は限定的である場合が多かった。

本当に問題を解決するためには、法的手段を考えるだけでは足りず、啓発活動や法改正のロビイング等も必要になってくると思われる。その意味で、弁護士は単に法的手段を提案するだけの仕事ではなく、もっと奥行きのある仕事と理解出来たのは良い経験だった。

(2) 難しかった点・反省点

依頼者が最も望んでいることと準備した回答内容がずれていることもあったため、適切な法的助言をすることの難しさを痛感した。いかに深い法的検討をして、専門用語等を用いて説明しても依頼者にとっての最適な回答となっていなければ意味がないということが分かった。事実によっては助言の内容も変わり得るので、よく場合分けをして事前に検討しておくことの重要性も感じた。

また、依頼者への回答については法的解釈や構成だけでなく、調停や公正証書を作成した後の効果など、具体的な手続についての情報にニーズがあることも分かった。これまでは、実体法的な知識をインプットする機会のほうが多かったのも、その点についても依頼者の立場に立ち、自分が依頼者だったらどのような点が気になるかのイメージをよく膨らませて回答できるよう準備することが大切であると実感した。

なお、家族法は試験には出ないが、社会的にニーズのあるニッチな分野が多いところ、こうした論点については判例や定説がないため、いわゆる創造的法解釈を行うことが求められる場面が多いように感じた。加えて、実務では民事事件であっても公法・刑事分野の知識も絡んでくるため、法律が相互につながり合っていることを改めて認識することができた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

受講学生4名、教員2名（中山・太田）で授業を実施し、全部で5回の法律相談と1つの執行手続きの起案を実施した。

その内容は、①父の後妻との間における扶養義務に関する相談、②兄の相続手続きと相談者自身の将来の相続への備えに関する相談、③熟年離婚を検討している方からの相談、④祖父の相続をめぐる親族間の紛争に関する相談、⑤母親の扶養をめぐる兄弟間の争いに関する相談、及び⑥公正証書で定まった養育費の執行手続きに関する情報開示手続きの申立てといったものであった。

なお、昨年度から司法試験実施時期が在学中受験に変更となった関係から、通常学期期間でのクリニック授業の実施は秋学期のみとなっている。

相談内容についてであるが、上記の通り、離婚分野、相続分野において幅広い類型の相談を実施することができた上、受講生が例年よりも若干少なかったため、受講生にとってはそれなりに負担の多いものであったと思われる。加えて、相談の内容についても、扶養の問題や将来の相続に対する予防法務的な相談など、司法試験では必ずしも取り扱われない反面、実務的には非常に重要な分野の相談が多く、極めて実務的な相談を実施することができた。

また、本学は、養育費の執行に関して、裁判所に実際に提出する書面の作成にも関与す

ることができ、受講生には実践的な経験を積んでもらえることができたと考えられる。

先に述べたような事情から、受講生は全員最上学年（3年生）であり、受講生の全員が司法試験をすでに受験し、一定数はすでに合格をしているという状況での授業の実施でもあったため、受講生の法的知識のレベル及び授業に対する意欲は極めて高かったと教員としては感じられた。

2 受講生より

相談内容は相談前に分かる部分もあり、法文の確認や裁判例、裁判例における判断基準等々、事前にある程度調べることが出来、相談者の方にご満足いただけることも多く、充実感があった。他方、ご相談の内容は、相続、離婚、養育費等々相談者の方の人生に大きくかわることであるため、安易な回答、不用意な回答はできず、毎回の相談会は緊張の連続でもあった。そして、相談者の方には強い思いがあり、相談者の方のお考えに否定的な回答をせざるを得ない場合には、単に法律知識を回答したり、お考えを否定するのではなく、如何に相談者の方に寄り添い、次善の策を示せるのか、法律相談の難しさとともに、鍛錬による可能性を感じることもできた。

更に、実際の相談会では、事前に分かっていることに留まらず、回答内容から派生した質問も多く、追加で質問されるため、知識不足からこれらには即答することが難しかった。このため、担当の実務家教員の先生に助言、補足を頂く事も多々あった。

また、実際の事案を通して、調停や裁判所における各種手続き、戸籍謄本を利用した不明者の住所の調べ方等々、実務で重宝する知識が身につけられたことは大きかった。これらの手続きも先生方からご教示頂くケースもあり、全ての手続きを熟知するには相当の経験を積んでいく必要性も感じた。

これらのことから、弁護士として依頼者の方々に応えていくには法科大学院で学んだ知識ではまだまだ全く足りておらず、継続して学び続ける必要性を痛感した。それも含めて家事・ジェンダークリニックに参加できたことは大変有意義な機会であり、多くの方々に学んでいただきたと思った。

臨床法学教育（行政）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

小島 延夫／人見 剛

【副題】

実際の事件相談・事件対応を通して、行政法理論・行政事件実務を学ぶ

【授業概要】

行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の行政事件について、法律相談をはじめ、各種調査・検討、各種文書作成等を自ら行うことを通して、行政法理論・行政事件実務を学ぶ科目です。

取り扱う事件は、リーガル・クリニックに新たに持ち込まれた事件、教員が関与している事件といった、現実に行われている生の事件です。授業の合計時間は他の2単位の科目と同様であり、授業の準備に要する時間も含めて、配当単位数（2単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて最大90時間）を上回ることはないよう、配慮します。

参加人数や法律相談の申込状況によりますが、法律相談それ自体は、各自2、3回、主担当として担当していただくことを予定しています。

授業の最後に、合同カンファレンス（取り扱った事例の報告会）を他の科目のクリニックと共同で行います。

この科目は、研究者教員と実務家教員が共同して担当します。主として、実践的な教育が行われる科目です。

※2年生については、試行プログラムとして参加することも可能とします（この場合、単位にはなりません。改めて3年次に正式に履修することも可能です。）。試行プログラムとして参加することを希望する学生は、「試行プログラムとして参加を希望する」旨明示して志望票を提出してください。

【授業の到達目標】

- 1 目の前の「行政事件」において、何が問題となるのかを抽出する能力を身に付ける（学修成果③）。
- 2 課題解決のために必要な情報等を調査する能力を身に付ける（学修成果③）。
- 3 困難な課題に向き合い挑戦する力を身に付ける（学修成果①、学修成果④）。
- 4 目の前の依頼者の悩みを理解する力を身に付ける（学修成果⑤）

【事前・事後学習の内容】

【事前】

法律相談前に、関連する諸制度、法令、裁判例、文献等の調査・検討が必要となる。

法律相談前の事前準備に要する時間は、事案による。

【事後】

法律相談後に、回答の準備、書面の作成、相談の振返りなどのために、改めて、関連する諸制度、法令、裁判例、文献等の調査・検討が必要となる。

事後の調査・検討に要する時間は、事案による。

【授業計画】

講義の内容と進行

第1回 オリエンテーション

第2回―第14回 法律相談、各種調査・検討、各種文書作成、合同カンファレンスなどを行います。

※法律相談の申込状況等に応じて、開講しない週もあります。

※月曜日5限に設定されている科目ですが、相談者の希望や相談内容によって、授業時間が延長することもあります。履修希望者は、この点を踏まえて科目選択をしてください。

【教科書】

指定なし

【参考文献】

特になし

【備考・関連URL】

<開講時間について>

法律相談の申込状況等に応じて、開講しない週もあります。

月曜日5限に設定されている科目ですが、相談者の希望や相談内容によって、授業時間が延長することもあります。履修希望者は、この点を踏まえて科目選択をしてください。

<応募について>

この科目は、秋学期のみの開講です。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。
なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

<受講者への要望>

意欲ある学生の履修を期待しています。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

今期の取組み

(1)新規の案件として、継続中の訴訟案件についての検討及び書面作成

継続中の訴訟案件としては、現在、高等裁判所に係属中の取消訴訟の案件・電気の送配電料金に賠償負担金・廃炉円滑化負担金を、省令の改正だけで乗せるのは違法ではないかと消費生活協同組合系の小売電気事業者が訴えた案件（一審、原告敗訴）について、控訴審での主張について検討起案したもの。

(2)新規の案件として、メガソーラー規制に関する条例作成にあたっての検討

条例の目的、ゾーニング、具体的な規制手法などについて検討、条例作成にあたって何を考慮すべきか検討

(3)新規の案件として、法律相談 2 件実施

（相談①）都市再開発法に基づく市街地再開発における借家人補償についての相談

（相談②）生活保護について、特に説明義務違反を理由とした、63条返還命令についての無効確認の訴え提起についての相談

2 受講生より

いずれの事案も未知の法領域であったため、当初は抵抗感があったものの、調査を進めていくにつれ、建付けの大枠はそれほど特殊性が強くないことに気づけたため、それまでに身に付けていた知識等を活かした検討ができたと感じている。

また、法律相談においては、必ずしも法的に正しいか否かだけが重要であるというわけではなく、時には当該法的構成がもたらす事実上の影響を踏まえた上で回答すべきであるという点は、これまでの司法試験対策ではあまり意識したことがなかったため、新鮮で有用な機会になったと感じている。

地方自治研究機構の『太陽光発電設備の規制に関する条例』というウェブページを活用しつつ、30 近くの自治体の再生可能エネルギーについての条例に目を通してみてどの条例が説明に適していそうか検討を行い、「住民参加」、「義務履行確保の手段」を担当していた受講生と協力して条例案についての資料を作成していた。資料が過剰になっていた可能性もあるが、分かりやすくなるように「再生可能エネルギーの概要」や「（実際の）再エネ条例集」を作成して発表ができたことは行政クリニックの受講者の理解の助けになって有意義であったのではないかと感じている。

2 回目の発表では、景観保護に関連して、そもそも「景観とは？」というところから始まり、専門書にあたるなどして詳細に探求していった。景観の性質として“主観性”があることがネックとなっており、後述するようにまとめきれていない点が残念であったが、判例やアメリカでの景観保護の試みも調べ開発規制の法的根拠や条例案での修正点を詳細に模索できたのは意義深い取り組みになった。

カンファレンスに向けては、パワーポイント資料の製作について、その段取りや Google スライドの共有による作成などの準備も自分に担わせていただき、概ね順調にできたことがまずは良かった。資料の中身についても、時間内で「再生可能エネルギー条例案」についてどれだけ内容を盛り込むか難題ではあったが、赤字でハイライトし、スライドの構図を工夫するなどしてコンパクトにし、時間の短縮を図り、再生可能エネルギーの条例作成について大枠としては説明しきれたことが良かった。

反省すべき点として、1 回目の報告では、事業者に住民への説明会や協議を義務付けることのみで満足し、その実効性を確保するという視点が欠けていたことがあげられる。しかし、先生からのご指摘を受け、2 回目の報告までに改善することができたのは良かったと思う。説明会等をめぐる実際のトラブルの事例を調査した上で、自分が事業者であればどのような抜け道を考えるか、住民であればどのような説明を受ければ納得できるか、説明会等の実施を確認する自治体の負担は重すぎないかなど、それぞれの立場を具体的に想像した上で、事業者に課す説明義務のあり方を考え直すことができた。

また、法律相談の事案を通して、授業では触れられない実務についてのお話を先生方から伺うことができ、実務がどのように運用されているのかについてイメージを具体化することができた点も非常に有益であった。

ゾーニングの問題点であるゾーニングの法的位置づけについて、自分自身では自分なりの考えや見解をつくることができず、先生方の意見に納得するばかりだった。これにより、私は、条例制定に対する案、現在の問題点に対応するような条例を考えることができる段階にまで法律の学習が進んでいないと感じた。将来には、このような業務に携われるようになりたいと感じたので、より一層法律知識を深め、自分自身の見解を述べるできるようになりたいと感じた。

行政訴訟事件の訴状、準備書面、判決文、事実認定などを詳細に読み、検討した経験がなかったので、相互の事実関係に関する主張の細かい相違点や争点について整理しながら読むことは極めて集中力を要し、また前提事実や法令の仕組み、制度について通じている必要があることを、身をもって実感した。さらに、検討の過程で、報告会等の動画を拝聴した。弁護団事件の雰囲気や、法律の素人である依頼者側にどのように法的事項を説明するのかについても学ぶことができた。法廷での意見陳述用のスライドもまた、極めて専門性の高い事項について裁判官を説得させるためにどのような工夫が必要かという点についての教材となった。

専門性の高い事案を取り扱ううえで、どのように制度についての情報や自己の主張を裏付ける証拠を収集するかや、より説得力のある法律文書を作成する方法などについてさらに学んでいく必要性を感じた。

これまで司法試験のために学んでいた内容が、どのように実務と結びつくのかを体感することができた。託送料事件での立法の委任の有無や、63 条返還事件についての無効確認の訴えの「明白性」の必要性など、単に知識として知っていたにすぎないものが実務に現れ

ていたため、知識と実務をどのようにつなげていけばよいのかを学ぶことができた。

臨床法学教育（刑事）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

三木 祥史／趙 誠峰／石村 信雄

【授業概要】

この科目では、刑事事件を受任し、弁護士資格を有する教員とともに、刑事弁護人としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで、刑法や刑事訴訟法が現実の事件にどのように適用されているか、法律家の役割はどのようなものか、身体拘束を受けている被疑者・被告人がどのような状況にあるか、また関係諸機関がどのように機能しているかを学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで、弁護士としての倫理、専門職責任などについても学ぶ。

受任事件にもよりますが、概ね約2～3週間程度の活動期間（活動日もあれば活動しない日もありますし、活動日も丸一日拘束されません）を予定しており、弁護活動開始から約1か月後を目安に全部の班が参加して報告会を行い、最後に報告書を作成・提出します。

Aクラス（春学期班）、Bクラス（秋学期班）共に各12名を募集するが、捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため、春学期班は夏季休暇中に、秋学期班は春季休暇中に開講する。

Aクラス（春学期班：8月上旬から約1ヵ月）、Bクラス（秋学期班：2月上旬から約1ヵ月）

【授業の到達目標】

受講生には、現実の事件処理を通して、被疑者の身体拘束からの解放（勾留決定に対する準抗告のみならず、勾留に至らないようにするための弁護活動）、被疑者との接見の仕方、事案によっては被害者との示談、これらを踏まえての検察官の最終処分への働きかけなど、捜査段階における弁護活動の概要を理解し、刑事弁護の重要性を肌で体験してもらうことを目標とする。

法務研究科のディプロマポリシーに定める以下の学修成果の獲得を目指す。

学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力

学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力

学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力

学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見

に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力

【事前・事後学習の内容】

開講前は参考文献「刑事弁護ビギナーズ ver. 2. 1」を学習し授業に臨み、開講後は事件に関係する判例や文献、手続きを調べ学習し、カンファレンスに向けて学習を深めていく。

【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては、主に捜査弁護であり、弁護士会が実施している当番弁護制度を利用し、派遣要請を受けて行う。

学生が担当する職務は、依頼者との接見、事実調査、関係者との面談、書類作成、各種申立など、法令が許容する範囲で、可能な限り、弁護士と同様の職務を、学生が主体的に弁護士と同様の責任を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと、当番弁護事件の配点を受けて出勤し弁護活動を開始するが、その具体的内容は班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定する。終了後は全部の班が参加して報告会を行い、最後に各参加学生が報告書を作成・提出する。

【教科書】

特になし

【参考文献】

「刑事弁護ビギナーズ ver. 2. 1」（現代人文社）

【備考・関連URL】

法曹倫理の単位を取得済みか、または並行して履修していることを受講要件とします。

＊なお、並行履修の場合は、法曹倫理の単位取得をもって臨床法学教育科目の単位取得要件とします。

<受講者への要望>

特になし

<その他>

評価は合・否形式となる。

刑事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

被疑者Sさんは警備会社の警備員を務める50代の男性、罪名は窃盗。当番弁護士の要請を受けて初回接見をした（幸いなことに、4人の学生たちも秘密接見に立ち会えた）。

被疑者が言うには、夕方勤務を終え、夕食を食べながら飲酒をし、帰宅する途中、商店の店頭にあった商品4点を盗り、自分の所持していたトートバッグに入れたところで店員に取り押さえられた、かなり酔っていて盗った理由は思い出せないと言う。独身でその警備会社にも何年も継続して勤務しており、お金に困っていたという事情もなく、盗った理由としては、酔っていたため、商品を見てつい帰って食べようと思い、手を出してしまったとしか考えられない。また、誰か連絡を取れる人、身元引受人になってもらえる人はいるかと聞いても、誰もいないという。Sさんは翌日以降も仕事が入っており、何とか早く出たいと言う。

接見を終え、我々はその日のうちに検察官に対し勾留請求しないように求める意見書を作成した。その際、改めてSさんに、反省文と釈放となっても被害店舗に近づかないという誓約書を書いてもらうため、夜遅く接見をしてこの書類を取得した。

そして翌日午前にはこれらを検察庁に持参した。その日は検察庁においてSさんに対する弁解録取がなされ、結果として検察官からの勾留請求はなされず、その日中にSさんは釈放された。

被疑者段階における弁護人の活動はSさんが釈放されたことにより終了するわけではない。引き続き不起訴処分に向けて活動する必要がある。

翌日、Sさんには事務所に来てもらい、打ち合わせをした。そこで新たに明らかになったことは、事件当日、Sさんは一人で飲食していたわけではなく、実のお兄さんと一緒であったということである。どうもこれまでお兄さんには迷惑をかけており、今回もできればお兄さんには連絡せずに解決したいと考えていたようである。しかし、お兄さんと一緒であったことは既に検察官にも明らかになっていることもあり、Sさんの了解も得て、その場でお兄さんに電話連絡をし、身元引受人になってもらった。

また、被害店舗と示談をすべく、我々はSさんの反省文を持って被害店舗の支店長と面会したが、同店はチェーン店であることもあり、支店長としては本部と相談して回答する旨を言われ、その後本部の判断で示談は一切できないとの回答であった。

このような準備活動をした上で、我々は検察官に対する不起訴を求める意見書を作成し提出した。提出に際し、検察官と面談したが、学生の立会いは断られた。検察官としては、Sさんが盗った理由を覚えていないという点は、今後の再犯可能性を考える上で気になるとの指摘があった。我々はその点をSさんに伝え、無事検察官の取調べも終え、最終的には不起訴処分となった。

2 受講生より

私は刑事クリニックの活動で、大きく以下の4点を学びました。

1点目は、聞き取りの難しさです。まず、事件の配点があった時点では逮捕された人(Sさん)の氏名などの基本的な情報と罪名しかわからず、聞き取りで具体的な事案の内容を把握しなければならない点に難しさを感じました。その際、誘導にならないようにできる限り本人の口で説明してもらう形で聞き取りを進めたいと考えつつも、あまりに漠然と聞くと「よく覚えていない」と言われることがありました。個別具体的な質問を重ねてみると、実際は犯行から逮捕に至る状況についてかなり覚えていたことが判明したので、例えを用いたりしてある程度具体的に質問することの重要性も感じました。このような質問の具体性と誘導にならないような配慮の塩梅が難しかったです。また、今回、Sさんには実の兄がいて、犯行前にSさんは実の兄とお酒を飲んでいたことが後々判明しましたが、初回接見の際、家族や親戚がいるかと聞いた時はいないと答えられてしまいました。被疑者の方が必ずしも全てを話してくれるわけではないことに注意しなければならないと思い、信頼関係構築の難しさも痛感しました。さらに、本件が事実を認めている事件であることは初回接見の序盤で分かっていましたが、その後示談交渉をする可能性があるという流れが頭に入っておらず、「もし示談可能であれば上限いくらまでなら金銭を支払ってもいいか」ということを聞き損ねてしまいました。今後の弁護活動の流れとその円滑な遂行のためにどんな質問が必要か、その場で臨機応変に考えることが必要だと感じました。

2点目は、事件ごとに適切な対応をとらなければならないということです。供述調書の署名押印について、一般的には「証拠になって不利になりうるから署名押印をしない方がいい」とアドバイスすることが多いと考え、私は本件でも接見の際にこのように言ってしまいました。しかし、本件は被疑者が罪を認めた上で示談を目指している事案であり、このような場合にはむしろ「署名押印して証拠としてもらった方がいい」とアドバイスすべきであったとのご指摘を受け、事実に沿って方針を考えた上でどうすべきか伝えるということができていなかったと猛省しました。

3点目は、想像以上に時間制限が厳しいことです。72時間の時間制限はもちろん勉強して知識としては分かっていましたが、実務では、時間制限の満了前、時間帯によっては前日のうちに検察官が上司の決裁をもらうために方向性を決めてしまっていることや送検のタイミングなどを考慮しなければならず、これを踏まえるとより短い限られた時間内に書面の準備をしなければならないことを今回実感しました。

4点目は、書面作成の際には条文を意識せねばならないということです。考えてみれば当たり前の話ですが、今回初めて書面を作成するにあたり、理由を考えることなくフォーマットに頼ってしまったり、接見での個人的な印象から、書面内で強調したい事実を選んでしまうことがありました。ですが、書面を提出することの目的は何かを考えた上で、そのためにはどの条文の要件を満たさないことを説得的に論じなければならないのか、を考えなければならないことを学びました。もっとも、書面の構成という面では、必ずしも条文上の列挙

事由に固執することなく、何を強調して主張したいかを意識して書いた方が弁護人側の主張が明確になるということも学びました。

刑事クリニックB班

報告書（春学期）

1 担当教員より

学生は4名。事案は暴行事件。タクシードライバー同士の喧嘩事案。秘密接見には入れなかったものの一般接見で学生と依頼者との信頼関係を築くことができた。

初回接見後、家族からの事情聴取、検察官への意見書作成、翌日にはタクシー会社に赴いてドライブレコーダーの回収などの作業を行った。

また、検察官との電話面談においては学生自身が検察官と交渉する機会を持つことができた。結果は検察官が勾留請求せずに釈放し、その後示談成立、不起訴となった。

依頼者が学生を積極的に受け入れてくれたことで、学生との信頼関係を十分に築けたのが特徴。

2 受講生より（各受講生より抜粋）

・私はこの刑事クリニックを通して、刑事弁護が時間との闘いであること、犯罪者ではなく一人の人間の権利利益の保護の活動であることを学んだ。

・権利利益の保護について、私は最初、この活動を通じて「なぜ、犯罪者の刑事弁護をするのか」という問いに対する自分なりの答えを知りたいと考えていた。私がこの刑事クリニックを通して学んだことは、刑事弁護は被疑者と被害者の権利利益の保護をどう図るのかではなく、生命・身体・財産といった自由を奪われるおそれのある一人の人間に対する国側の決定に抗い、その不合理を争うことで一人の人間を保護することに意義があるという点である。

・普段の講義では、依頼者の身体的自由等の人権保護の観点から、弁護士はできる限り依頼者の釈放に努めるべきであり、弁護士は唯一依頼者を守れる存在であると学ぶことが多い。今回の活動を通して、実際に逮捕され留置されている依頼者が多大な人権制約を受けていることを身に染みて感じることができ、弁護士という存在がどれだけ依頼者の心を救う存在なのかということ学んだ。

刑事クリニックC班

報告書（春学期）

1 担当教員より

C班は、通勤時間帯の電車内で、依頼者と相手方が口論になり、二人で下車した駅のホームで、依頼者が相手方を殴打するなどして、全治2週間（逮捕段階では全治1週間とされていた）のけがを負わせた旨の傷害被疑事件を担当した。

学生らは、初日に接見を終えたあと、その日のうちに全員で勾留請求をしないことを求める意見書を起案した。翌日、検察官に意見書を提出したところ、検察官は勾留請求をせず依頼者を釈放した（当初は全治 1 週間のけがとされていたこと、被害弁償の意思を示したこと、依頼者の身元がしっかりしていたこと等の事情が考慮されたものとみられる）。その後、相手方との被害弁償・示談協議を行い、示談は成立しなかったものの治療費等の実費約 7 万円を弁償した。学生らは、不起訴処分を求める意見書を起案し、提出した。

短い期間の活動となったが、学生 4 名は、チームワークよく協力して、依頼者を身体拘束から解放するために全力を尽くし、依頼者の釈放という成果を得た。本活動を通じて得た経験を、今後に活かしていただきたい。

2 受講生より（各受講生より抜粋）

・今回は、自分が一年目の弁護士で国選受任した場合などを想定して、独りで活動できるように、先生の活動を見て盗むという心算で参加した。些細なことに見えて、実際知らなかったら右往左往してしまうような、重要なことをたくさん学んだ。先生によって活動方針も異なるので、多く事件を経験して、自分なりのスタイルを身につけたいと感じた。

・刑事弁護の一端に関わらせていただいたことで、今までもその責任の重大さをわかっていたつもりではあったが、改めて自分の活動次第で依頼者の方の人生が大きく変わることに責任を感じた。釈放の際に、依頼者の方に「ありがとうございました。」と言っていたときに、嬉しく感じ、その時の感情は一生忘れないと感じた。

・刑事弁護では、被疑者の逮捕後、極めて短い時間で勾留請求・勾留決定がされ得るため、身体拘束からの解放や証拠収集の活動を迅速に行うことが求められる。刑事クリニック全体を通して、今まで勉強してきた刑事訴訟法上の手続が実務上ではどのように行われているのかということや、実務のスピード感を体感することができた。

・「本件で勾留請求をしないよう求めるために証明したいことは何か」といった目的からの逆算が非常に重要であることを学ぶことができた。文言一つとっても意味づけを考え、正確な意識で文章を作成することがいかに重要か、とても貴重な学びを得ることができた。今回の経験を、勉強の段階はもちろん、法律家になってからも決して忘れず邁進していきたいと思う。

刑事クリニック A 班

報告書（秋学期）

1 担当教員より

2 月某日当番弁護士の要請があり、同日夜、学生らと共に警察署に接見に赴く。被疑者 A さんは 30 代後半の独身男性、被疑事実はめいわく防止条例違反、電車内において痴漢行為を行ったというもの。ただ、接見時における A さんの供述は微妙で、満員電車でリュックを胸の前に抱えて立っており、リュックを支えていた右手の甲が、右前に立っていた被害者女

性の臀部に触っており、電車の揺れに合わせて手が臀部をなでるように動いたかもしれないと言う。しかし、いろいろと事情を聞いた上で、最終的には痴漢の故意は認め、被害者に対し謝罪し示談をするとの弁護方針を固めた。

接見終了後、Aさんの謝罪文と誓約書、母親の身元引受書、検察官への意見書（在宅取調べを求めるもの）を起案し、夜遅く母親と面会、再度の接見により必要な書類を揃え、翌日検察官に意見書を提出した。しかし、検察官は勾留請求をしたので、直ちに裁判官に対する意見書を起案し、2月某日裁判所に提出した。その結果、裁判所から勾留請求却下決定が出され、これに対する検察官の準抗告も棄却された。この過程で、実はAさんは母親の実家に居住しているわけではなく、彼女と同棲していることが判明した。

釈放後、被害者との示談も成立し、この件はすぐに終わるかと思われたが、検察官は余罪がないかとの疑いを持っていたようで、押収したAさんのスマートフォンを直ぐに返還しない。そこで押収物の還付に関する準抗告を申し立てたが棄却された。また、取調べの際には隣室に待機するなど、様々な弁護活動を行い、最終的には不起訴処分となった。

2 受講生より

今回、刑事クリニックでは痴漢事件の被疑者の弁護活動を行った。この中で、初回接見から始まり、釈放に向けた活動や不起訴処分に向けた活動など、公判前の弁護活動の一連の流れを網羅的に経験することができた。さらに、一般的な手続きにとどまらず、還付請求準抗告に対する特別抗告書面の作成に携わるといった比較的珍しい事項についても検討する機会に恵まれ、非常に充実した時間であった。そして、被疑者の家族への連絡や被害者との示談交渉など、これまでの座学では経験することのできない生の事件に携わることができたことで、司法修習が開始し弁護士としての道を歩む実感が鮮明に湧き、より身が引き締まる契機となった。その他にも、接見室での話し方や捜査機関への対応の仕方、検事や裁判官との連絡のタイミングなど実務で必要な技術についても知ることができた。

また、今回の活動を通じて、初回接見時の緊張や釈放時の安堵の感情、不起訴処分決定時の達成感など、様々な感情を味わうこともできた。とりわけ、不起訴処分決定時には、弁護に対する感謝の言葉を直接かけてもらい、漠然とではあるが弁護士としての仕事のやりがいのようなものも感じられた。一方で、自身の条文知識や手続の流れの理解が曖昧であるなど、まだまだ勉強不足な面も感じられた。司法修習開始まで残り数日に迫っているが、今一度基本的事項の復習を心がけて修習に臨みたいと思う。

刑事クリニックB班 報告書（秋学期）

1 担当教員より

学生は3名。事案は暴行事件。夫婦間で喧嘩となり肩を押したなどとされた事案。被疑者は夫。初回接見で秘密接見に学生も入ることができ、学生主体で事情聴取も行った。そ

の後、帰宅先として考えられた実家（北海道）家族からの事情聴取、検察官への意見書作成を行った。

取調べに対しては黙秘の方針。検察官は勾留請求をしたことから、身柄引受人となる実家の兄に上京してもらい事情聴取、書類作成。さらには、被害者とされる妻とも電話で交渉。

裁判所は勾留却下するも、検察官が準抗告。準抗告が棄却されて釈放となった。釈放の場面に学生も立ち会った。

なお、事件は処分保留で、妻との間の示談交渉は離婚問題も含んでおり、家事事件に発展している。学生はカンファレンス後の関与なし。

本来ならば、この家事事件に発展した後も含めて学生と関与することが望ましいが、卒業の時期と重なったため、時期的にも不可能であった。

2 受講生より

- ・初回接見において、詳細な事実を把握する重要性、その難しさを痛感しました。準備が足りていなかった部分、被疑者に不信感を抱かれぬ不安になっていた部分も大きかったのですが、十分に積極的な質問ができず、先生の助けがなければ把握すべき事実を何ら聞き出せていませんでした。

- ・質問や会話のフォーマットを用意していくよりも、被疑者の話を聞いた上で、顔を見て対話しながら具体的な情報を伝え、聞き出していくことが重要であると感じた。被疑者の記憶を喚起したり、その人となり把握したりするためには真摯な対話が重要であると感じました。

- ・全体を通して、積極的な発言や参加を心がけ、失敗や先生のレビューを聞いての反省も多かったのですが、実際に主体的に活動し、すぐにフィードバックをもらえる環境がとても楽しかった。

- ・勾留請求に対する意見書の作成においては、普段ロースクールの試験でするように、要件を提示し、その解釈を行い、それにあてはめて結論を出すという書き方を実務でも行うことを知りました。ロースクールで勉強することは実務においても基本なのだと実感しました。

刑事クリニックC班

報告書（秋学期）

1 担当教員より

C班が担当した事案は、依頼者が、駅構内で駅員を蹴って全治1週間のけがを負わせた旨の傷害被疑事件であった。依頼者によれば、泥酔して意識がもうろうとした状態で駅構内に入り込んで、事件が起きたということであった。

学生らは、初日に接見を終えたあと、依頼者の両親と面会して身元引受書を受入れ、その

日のうちに全員で勾留請求をしないことを求める意見書を起案した。翌日、検察官に意見書を提出したところ、検察官は勾留請求をせず依頼者を釈放した。その後、鉄道会社を通じて相手方との被害弁償・示談協議を行い、学生らが不起訴処分を求める意見書を起案し、提出した。

今回の学生らは、3名と少人数ながら年齢、性別、志望などにつき多様であり、異なる視点から異なる意見をぶつけあってよりよい結論を導くというプロセスを実践した。依頼者を身体拘束から解放するために全力を尽くし、依頼者の釈放という成果を導いた。短期間の活動であったが、プロセスも、結果も、依頼者本人と家族が大変喜ぶ姿を目にして、依頼者から直接感謝の言葉を伝えられたことも、学生らにとって良い経験であったと思う。

2 受講生より

・今回は、若い青年が傷害被疑事件にて逮捕されたが、この逮捕は本当に必要だったのかとも思った。公権力による不要な逮捕・身柄拘束も世の中に溢れていることを実感し、不当な人権侵害のない世の中にしていきたいと強く思った。刑事弁護は、人の人生を左右する重大な責務があり、とてもやりがいのある仕事だと感じた。

・本講義を通じて、弁護活動の流れに実際に触れることで、これまで文言上でしか理解していなかった弁護活動および刑事手続の流れを、具体的なイメージとともに理解することができた。また、班活動を通じて積極的に意見交換を行うことの意義を実感し、より多角的な視点から問題を考える力を養うことができた。さらに、「何を伝えたいのか」を意識した文章作成の大切さを学ぶことで、相手に伝わりやすい表現を心がける重要性を理解することができた。

・事案初期は時間制限が厳しいにもかかわらず、警察・検察のアナログ的連携による制約も加わり、時間を意識した迅速な作業、手続の必要性を体感。実際の被疑者や家族と対面し、安心感を与えられることがとても重要であることを痛感。貴重な体験となった。

臨床法学教育（労働）A・B

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

岡田 俊宏

【授業概要】

この授業（労働クリニック）は、実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で「生きた法」を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的としています。

労働事件に関与する法律実務家には、労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされます。また、労働訴訟においては使用者に証拠が偏在していることが多く、法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には、事実調査や立証・尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあります。さらに、経済的弱者である労働者のニーズに応えるために、場合によっては公益的観点から受任することも必要とされます。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために、この授業では、学生に実際に発生した労働紛争の実情に接してもらい、労働紛争の解決手続に関与させることにより、労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供します。

学生は、大学併設の法律事務所である「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」において、労働事件の経験が豊富な弁護士教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法で履修を行います。

【授業の到達目標】

(1) 労働法の実際の適用場面を体験することにより、法律実務家としての基本的な能力を身に付けること。

(2) 現実の雇用関係や労使関係の中で生じているトラブルを聞き、それがどのような法律问题であるかを把握し、解決の方向性を示せるようになること。

(3) 以上を通じて、社会で生起する様々な労働問題の本質を理解し、労働紛争を迅速かつ適切に解決することのできる能力を身に付けること。

以上の(1)～(3)の目標により、本研究科ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果③～⑥を達成する。

【事前・事後学習の内容】

【事前の学習内容】

相談者から送られてきた資料について事前に検討し、質問事項を考え、当日の法律相談に

臨んでいただきます。その内容と必要な時間は、相談事例に応じてさまざまですが、平均すれば 90 分～120 分程度かかる想定されます。

【事後の学習内容】

法律相談を振り返り、相談票や相談報告書を作成し、教員に提出してもらいます。その内容と必要な時間は、相談事例に応じてさまざまですが、平均すれば 60 分～90 分程度かかる想定されます。

【授業計画】

労働クリニックは、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行われます。

学生が履修する基本的内容は次のとおりです。

(1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスをを行います。その後、相談票や相談報告書を作成し、教員に提出します。

(2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任します。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、依頼者と打ち合わせを行いながら、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案をします。また、弁論期日の傍聴などを行うこともあります。

(3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行います。

【教科書】

指定なし

【参考文献】

○日本労働弁護団『新労働相談実践マニュアル』（2021 年）

※労働相談の手引きとして参考となる書籍ですので、事前準備等の際に参照するようにしてください。購入して手元に置いていただけると便利かと思いますが、クリニック事務所にも 1 冊用意されていますので、必須ではありません（詳しくは、初回の授業で説明します）。

※なお、クリニック事務所には、その他の参考文献も整備されています。

【備考・関連URL】

<留意点>

授業の終了時間が相当程度ずれ込む可能性がありますので、履修に当たってはご留意ください。

<問い合わせ先>

この授業について質問がある場合には、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

<他の授業との関連>

「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」「労働法演習」等の労働法関連科目を履修済み又は並行履修していることが望ましいですが、必須ではありません。

ただし、秋学期に開講される「労働訴訟実務の基礎」については、履修していただけると労働事件実務の理解がより深まるかと思しますので、ぜひ履修するようにしてください。

<受講者への要望>

労働事件に関心がある学生の積極的な参加をお待ちしています。

この授業を履修した修了生の中には、労使を問わず、労働事件の分野で活躍している法律実務家がたくさんいます。

報告書（春学期）

1 担当教員より

昨年度は、秋学期のみの開講だったが、今年度は、夏季集中講義として、春学期にも開講することにした。受講生は6名であり、2名ずつの3つの班に分かれて、合計6件の相談対応を行った。

具体的には、①1か月後の退職届を提出した際、使用者から「もう来なくてよい」と言われたため、出勤しなかったところ、1か月分の給与が支払われなかったとの相談、②会社を無断欠勤したところ、それが原因で取引先から契約を解除されたとして、使用者から多額の損害賠償請求を行う旨の連絡があったとの相談、③中途採用で入社したところ、ミスが多い等の理由で、試用期間中に解雇されたとの相談、④管理職として、部下のハラスメント行為を職場全体に周知したが、当該対応が適切だったのか知りたいとの相談、⑤内定後に発症したパニック障害の薬の副作用により、入社後に居眠りを繰り返してしまい、その後、改善傾向にあったものの、試用期間満了時の解雇を通告されたとの相談、⑥身に覚えのない部下への暴行行為を認定され、けん責処分を受けたが、その後、暴行を認める始末書を提出してしまったとの相談の6件であった。①については、労働審判申立書の起案も行った。

受講生は、短時間のうちに多種多様な相談に応じなければならず、準備の大変さは相当なものだったと思われるが、受講生同士で協力しながら周到に事前準備を行い、熱心に法律相談に応じていた。終了後には、相談者から感謝の言葉を伝えられることが多かった。

労働相談に適切に対応するためには、労働法（法令及び判例）の理解だけでなく、職場の実態や労使関係の実情、実務の相場観や各種紛争解決手段の特徴、コミュニケーション能力など、幅広い知識・経験・スキルが必要であるが、クリニックの授業を通じて、受講生はそのことを、身を以て知ることができたのではないかと思う。

2 受講生より

(1) 良かった点

労働クリニックは、実際の案件について関連文献や裁判例を事前に調査した上で、相談事項に関し、学生主体で回答を行うものである。そのため、担当教員が集めてくださった多くの豊富な事案に主体的に携わることができ、労働弁護士として必要な法的な知識だけでなく、解決に向けた相場観を学ぶことができた。また、依頼者が求めているニーズにどのように答えるべきなのかといった実務的な経験値を身につける良い機会となった。

私自身が担当した事案では、依頼者が紛争解決に向けた見通しに不安を感じていたが、回答の中で、裁判を活用する前段階の「あっせん」制度や内容証明郵便送付による和解の試みなどの実務的な手段を提示した。さらに、実際に労働審判といった裁判所の手続を活用した場合でも、統計的な解決見込みが高いことを伝え、依頼者の不安そうな顔が笑顔に変わり、紛争解決に向けた不安を取り除くことができた。この経験を通じて、依頼者が知りたいことを検討し提示することの重要性を実感することができた。

(2) 反省点

事前に質問事項や取り得る手段について検討していたが、法律相談当日に初めて見る資料を依頼者が持参し、その資料に関して臨機応変に聞き取りすることができなかった。事前に入手できた資料が少なかったため、より入念に準備すべきだったと感じた。実務に出た際には、法律相談当日に依頼者からの聞き取りを通じて事実関係の確認や手段の提示をする必要があるため、臨機応変に対応できる能力を身につけたいと強く感じた。

その点、担当教員の先生は、依頼者とのやり取りの中で、臨機応変に、統計的な知識として、労働審判段階で審判を経ずに話し合いによる解決が7～8割ほどを占めるということを伝えていたり、労働者の置かれた状況への深い理解があったりした。私もそのように臨機応変に適切な知識や経験を活用できるよう精進したいと感じた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

秋学期の受講生は4名で、2名ずつの2班に分かれて、合計4件の相談対応を行った。今学期の受講生は、社会人経験のある者、法律事務所の事務員としてのアルバイト経験がある者など、多様な受講生がおり、これまでの人生経験とロースクールでの学修をフル活用し、受講生同士で協力し合って事前の準備や当日の相談対応を行っていた。

相談の具体的内容は、①総務課の職員にメール等で労働条件に関する質問をしているにもかかわらず、無視されるなどの嫌がらせを受け、さらに、職場での負傷について、公務災害申請書を提出したにもかかわらず、不受理とされるなどした事案（なお、公務災害申請書は、職場を通じて地公災基金に提出することになっている。）、②昼休み中も電話の子機を持たされ、対応を強いられていたとの事案（固定残業代の合意の有効性も問題となっていた。）、③中途採用で入社したところ、ミスが多い等の理由で、試用期間中に解雇されたとの相談（春学期からの継続相談）、④出向中に家族が要介護となり、介護休業の取得を申し出たところ、取得の妨害を受けたり、出向契約を解除されたりした事案、の4件であった。

②の事案については、受講生に、残業代計算ソフトを用いて残業代の計算をしてもらった上で、請求書（内容証明郵便）を起案してもらい、担当教員の名前で相手方に送付した。また、③の事案は、相談者のご希望を踏まえ、受講生に労働審判申立書の起案をしてもらった（その後、相談者は、ご自身で労働審判の申立てを行った。）。相談者からは、無料で書面の作成までしていただけることは大変ありがたいとの声をいただいた。

このように、今学期は、多様な労働相談に応じることのほか、実際に書面を起案する機会も多くあり、受講生にとっては、大いに勉強になったことと思う。

なお、労働クリニックでは、例年、労働組合への訪問等も行っており、今年度は10月に「東京ユニオン」への訪問を行った（春学期の受講生については、任意参加とした。）。労使関係や労働現場の実情を知ることのできる貴重な機会であることから、可能な限り、今後も継続していきたい。

2 受講生より

(1) 良かった点

生の事件に触れることを通じて、実務の難しさややりがいを感じることができた。特に、法的助言を行う前提として、事案の事実関係を正確に把握して整理することの難しさを実感した。具体的には、何が問題となっているのか、依頼者が何を求めているのかを明確にするためには、限られた時間内で対話を通じて事実を引き出す必要があり、このスキルは筆記試験では培うことができないため、大変勉強になった。

また、ユニオン見学や内容証明郵便、労働審判申立書の起案を通じて、労働紛争に関する実務への理解が深まり、自身の進路を考えるうえで大きな刺激となった。

(2) 反省点

事前準備に基づいて法律相談を行うことを意識するあまり、臨機応変な対応や質問をすることができなかったように思う。依頼者とのコミュニケーションも大切にして、より柔軟な対応力も鍛えたい。

また、依頼者には丁寧かつ誠実に話を聞くことができたと思うが、依頼者に安心感や信頼を与えるという点では不十分であったと感じている。今後は、自信を持って明瞭に助言ができるよう、さらに練習を重ねていきたいと考えている。

さらに、専門的な法的論点を分かりやすく、かつ正確に説明することの難しさを実感した。自分自身が理解するだけでなく、相手にわかりやすく伝えるための言語化能力を高めていきたい。

最後に、依頼者が求めていることと、実際に私たちが提供できることを区別し、その違いを理解してもらえるように説得することの難しさを感じた。依頼者に寄り添いつつ、現実的かつ妥当な解決策を提案できるよう、実務における相場感や実情についても学んでいきたい。

臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

古谷 修一／渡辺 彰悟

【授業概要】

この臨床法学教育科目は、外国人法・難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指す。実務家の担当教員である渡辺は日本における外国人・難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。研究者教員の古谷は、国連人権委員会委員としての経験を持ち、国際人権法の適用について教育研究業績を持つ。このリーガル・クリニックでは、アカデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的実施、難民認定基準の問題等について、実務家教員と研究者教員のペアによる指導監督を受けながら、現実の案件について、相談者・依頼人へのリーガル・サービスの提供を実習する。

具体的作業としては、通訳を介した外国人依頼者の事情聴取、難民認定申請書に添付して出入国在留管理庁に提出する意見書の作成などの作業を行ってもらう。この作業の中で、依頼人の語る生の事実から、法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養い、異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

【授業の到達目標】

受講生は外国人法・難民法に関わる憲法、行政法、国際法などの法制度を理解し、これを実践的に援用する知識を修得する。あわせて、日本語を理解しない依頼人からの法的相談において、通訳人を介して事実関係を正確に把握し、的確なアドバイスを行うための技能を学習する。また、迫害のおそれを訴える外国人問題を扱うことで、守秘義務をはじめとする法律実務家としての倫理観も身に付ける。

法務研究科のディプロマポリシーに定める以下の学修成果の獲得を目指す。

学修成果② 自主独立の精神を持って自他の個性を認め、公正な視点で多様性を受容する姿勢

学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力

学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化した現代社会における様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力

学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力

学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見

に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力

【事前・事後学習の内容】

予習：授業で配当する教材を読了しておくことを求める。90 分

復習：授業で指摘した重要事項の確認と整理を求める。90 分

【授業計画】

・週 1 回の授業時間では、担当事件の進捗状況について、実務家教員および研究者教員と共に検討を行う。

・授業時間外の学修活動としては、毎週平均して約 3 時間の資料調査・読解・書類作成等を、学生各自で行う。

・週 1 回の授業は、原則として、対面で実施する。但し、依頼者/相談者の要望がある場合等、「Zoom」等を利用したオンライン授業とすることもある。また、授業は必要に応じて、早稲田大学の教室や、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックだけではなく、実務家教員の所属する法律事務所でおこなう場合もある。いずれの場合も、受講者全員の参加が可能な授業形態で実施する。

【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房、2005 年）

全国難民弁護団連絡会議監修『難民勝訴判決 20 選—行政判断と司法判断の比較分析』（信山社、2015 年）

【参考文献】

指定なし

【成績評価方法】

この科目は、「合／否」判定のみで成績評価が行われる。

【備考・関連URL】

<受講要件等>

この科目は、秋学期のみの開講である。

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

<受講者への要望>

特になし

報告書（秋学期）

1 担当教員より

受講生は8名であった。今学期に扱った案件は2件である。第一は、アジアの国から来日した難民申請者の案件である。リーガル・クリニック事務所において、通訳者を通して、申請者の出身国の政治状況、申請者の当該国における活動内容、当該国を出国せざるを得なかった状況などに関して、担当教員と学生からの聞き取り調査を行った。聞き取り調査を実施するに当たっては、事前に当該申請者が実務家教員との相談において開示した情報などを基礎に、聞き取るべき事項の整理と分担を行い、その過程で当該申請者にかかわる法的論点と事実を確認した。第二の案件もアジアの国から来日し難民申請を行っている依頼者の案件である。当該依頼者についても通訳者を通して、年末年始の休みを挟んで3週にわたって、申請者の出身国の政治状況、申請者の当該国における活動内容、当該国を出国せざるを得なかった状況などについて、学生から詳しい聞き取り調査を行うとともに、入管庁に提出する意見書の原案を作成した。これに関連して、出身国の政治状況や申請者個人の活動に関連する情報を、インターネット等の情報源を用いて調査した。最終回の授業では、受講生がこのクリニックの履修により獲得できた学修上の成果を報告した。

また、昨年度のクリニック授業で難民不認定処分の取消を求める訴訟の準備を行った案件に関して、不認定処分を取り消す判決が下された裁判の傍聴も行った。さらにその後に、昨年度の受講生や処分取消の判決を得た当該依頼人と交流する機会も得た。

大部分の受講生にとって、現実の難民申請者と対面する初めての経験であり、その生の証言から、人権を侵害され日本に向かわざるをえなかった状況を知る貴重な機会となった。国際法や行政法の法的知識の修得に加えて、日本における難民法制とその実施の課題を肌で感じ、改善の必要性を実感する授業となった。

2 受講生より

外国人クリニックを受講するまで、外国人の人権保障について知っていることは、マクリーン事件(最高裁昭和53年10月4日)の判例の理解に留まっていた。日本に滞在していたマクリーン氏が1年間の在留期間の更新を申請したところ、日米安保条約の異議を唱える等の政治活動を理由として、更新不許可とした。出入国管理制度上、法務大臣が広範な裁量権を持ち、外国人に対する基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているものに過ぎないと判断された。

今回、外国人クリニックを受講して、政治的迫害を受ける恐れのある難民が日本に救いを求めてきているのに、日本の難民認定率が低いのは50年近くも前のマクリーン事件の判例の射程が及び、法務大臣が広範な裁量権を持ち、外国人に対する基本的人権の保障が、外国人在留制度の枠内で与えられているものに過ぎないからだと思われた。

外国人クリニックの依頼者との対話を通じて、自国に戻れば生命・身体に危険が及ぶことが想像できる方々であったが、それでも難民認定の壁が高いことを実感できた。指導教員と

の事前の打ち合わせを通じて、一定程度当該国の状況や依頼者が直面している法的な問題についてグループで共有し、インタビューを行う準備をしたものの、インタビュー後のレポート作成作業では、難民認定の決定打となる事実を浮き彫りにすることの困難さを感じた。指導教員の渡辺弁護士の依頼者と向き合いながら、間接事実を地道に積み上げていく姿勢には学ぶことが多かった。

これまで難民問題について向き合うこともなかったが、指導教員の古谷教授の国連での活動を踏まえたレクチャーを通して、人権としての難民保護が世界人権宣言で明記されているように、世界各国が協力して解決すべきことであると認識できた。

履修期間を通じて問題意識を持ち、難民問題について向き合う必要性を感じる事ができた。貴重な機会を与えて頂いた依頼人と指導教員の方々に改めて御礼申し上げたい。

早稲田大学大学院法務研究科
2024年度クリニック報告書

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学大学院法務研究科

（本書に関するお問い合わせ先）

〒169-0051 新宿区西早稲田 1-1-7
早稲田大学 28 号館 4 階
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
電話 03-5272-8156 FAX 03-5272-8163